

2020年5月8日

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 新規取得申請事業者

現在は電話、訪問での受付を一時中止しております。構築相談窓口 info.pm@jfpi.or.jp までメールでご連絡ください。

申込書は <https://www.jfpi.or.jp/p-mark/> からダウンロードできます。早期取得できるよう構築状況を確認し、今後の対応について個別にご相談に応じます。

2. 更新事業者

(1) 更新審査受付期間中事業者；

① 審査料見積書・申請料請求書の発行

info.pm@jfpi.or.jp まで（以下、同様）メールでご連絡ください。

② 更新申請期限延長

メールでご連絡ください。申請遅延理由書を送付いたしますので、必要事項を記載後メールでご返送ください。

③ 更新申請書類の発送

更新申請書類が作成できた場合はメールでその旨をご連絡のうえ、日印産連プライバシーマーク審査センターに宅配便など配送記録の残る手段で送付ください。なお、当センターへの直接のお持込みは、感染リスクを考慮し当面お控えください。

(2) 申請書受理事業者；

① 受付事業者

申請書を受領した事業者には、順次申請担当者宛メールで個別に進捗情報を報告しています。既に申請書類を発送済で、報告・連絡等がない事業者はメールでご連絡ください。

② 形式審査

形式審査は通常より時間を要していますが、終了した事業者には順次メールにて受取通知書を送信しています。

その際ご連絡した不足書類の提出については、メール添付での送信をお願いします。

③ 文書審査

形式審査が終了した事業者については通常より時間を要していますが、感染リスクを低減するため、審査員が十分な安全管理のもと在宅勤務にて文書審査を行っています。文書審査が終了した事業者には、文書審査結果を郵送並びに電子データをメール添付にてご報告いたします。

④ 文書改善

「PMS 文書審査結果」において不備事項や検討事項があり、改善された事業者は、「改善を確認する資料」等については、郵送並びに電子データをメール添付にてご提出をお願いします。

⑤ 現地審査

3月31日（火）～6月12日（金）に計画しました現地審査はすべて延期しております。現地審査が決定している、または日程の調整中の事業者には、個別にご連絡いたします。また、現地審査の再開時期につきましては、決まり次第、あらためてお知らせいたします。

⑥ 現地審査改善期間中

「指摘事項と改善対応一覧表」及び「改善を確認する資料等」はどちらも、郵送並びに電子データをメール添付にてご提出をお願いします。

⑦ 改善完了

担当審査員または事務局より、メールでご連絡いたします。

⑧ 認定（審査委員会）

5月中旬開催予定の審査委員会は5月下旬に延期します。6月以降の毎月の審査委員会開催については、今後の状況をみて判断します。

⑨ 審査中証明書

新型コロナウイルス対策の影響により、JIPDECとのプライバシーマーク付与契約締結前に有効期限に到達する事業者には「審査中証明書」を発行しますので、メールでご連絡ください。

(3) 取得事業者；

① 変更報告

変更報告書の提出は、データをメール添付にてお送りください。様式が必要な場合はメールでご連絡ください。

② 吸収合併報告

吸収合併報告書の提出は、データをメール添付にてお送りください。様式をお送りしますので、メールでご連絡ください。

③ 事故報告

メールで第1報をご連絡ください。担当者より、折り返しご連絡いたします。事故報告書に事故発生日、発覚日、概要、事故担当者名、その他必要事項をご記入のうえ、メール添付にてご連絡ください。

④ 移管・辞退

メールでご連絡ください。

以上